

水源地子ども体験交流事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県「かながわ水源地域活性化計画」(以下「活性化計画」という。)に基づく「小中学校等交流事業」や「水源地域を学ぶ体験学習事業」の開催を支援するため、神奈川県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る)、特別支援学校、放課後児童クラブや子ども会等子どもの活動支援を行う民間団体等が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて補助金の交付等に関する規則(昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 水源地 相模原市緑区の一部(城山地区、津久井地区、相模湖地区、藤野地区)、山北町、愛川町、清川村をいう。
- (2) 都市地域 横浜市、川崎市、相模原市(前号を除く地域)、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町をいう。
- (3) 小中学校等 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る)、特別支援学校をいう。
- (4) 交流対応者 小中学生が水源地域を訪問して参加する水源環境の保全や水資源の重要性に関する体験・交流プログラムを事前に登録した者をいう。
- (5) 学校間相互交流事業 水源地域と都市地域の小中学校等が互いの学校やその地域を訪問し、水源環境の保全や水資源の重要性に関する体験・交流プログラムを実施する事業をいう。
- (6) 水源地域訪問交流事業 県内の小中学生が水源地域を訪問して参加する水源環境の保全や水資源の重要性に関する体験・交流プログラムを実施する事業をいう。
- (7) 水源地域を学ぶ体験学習事業 県内の小学生が水源地域を訪問し、森林保全作業等の体験学習に参加する事業をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象となる事業は、次の各号ごとに掲げる要件を全て満たす子ども体験交流事業(以下「補助事業」という。)とする。ただし、県の資金を原資とする他の補助金の交付を受けた又は今後受ける予定のある事業を除く。

(1) 学校間相互交流事業(従来型)

ア 小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部においては、次の各号に掲げる要件を全て満たす社会科見学等とする(神奈川県知事(以下「知事」という。))

が別途承認した場合を除く)。

- (ア) 学年又は学級単位で実施されるものであること
- (イ) 学習指導要領に定められた授業の一環として位置付けられていること
- (ウ) 原則として水源地域及び都市地域で、それぞれ1回以上実施されるものであること
- (エ) 知事が第8条第3項の規定により別に指定する交流相手先との間で実施されるものであること

イ 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部においては、次の各号に掲げる要件を全て満たす教育活動とする(知事が別途承認した場合を除く)。

- (ア) 学年又は学級若しくは部活動等の単位で実施するものであること
- (イ) 水源環境の保全や水資源の重要性の理解促進の機会と認められるものであること
- (ウ) 原則として水源地域及び都市地域で、それぞれ1回以上実施されるものであること
- (エ) 知事が第8条第3項の規定により別に指定する交流相手先との間で実施されるものであること

(2) 水源地域訪問交流事業

ア 小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部においては、次の各号に掲げる要件を全て満たす社会科見学等とする(知事が別途承認した場合を除く)。

- (ア) 学年又は学級単位で実施されるものであること
- (イ) 学習指導要領に定められた授業の一環として位置付けられていること
- (ウ) 知事が別に定める「水源地域訪問交流事業実施要領」で登録された交流対応者との間で実施されるものであること

イ 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部、放課後児童クラブや子ども会等子どもの活動支援を行う民間団体等においては、次の各号に掲げる要件を全て満たす教育活動とする(知事が別途承認した場合を除く)。

- (ア) 学年、学級、部活動、団体いずれかの単位で実施するものであること
- (イ) 水源環境の保全や水資源の重要性の理解促進の機会と認められるものであること
- (ウ) 知事が別に定める「水源地域訪問交流事業実施要領」で登録された交流対応者との間で実施されるものであること

(3) 水源地域を学ぶ体験学習事業

ア 小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部において、次の各号に掲げる要件を全て満たす社会科見学等とする(知事が別途承認した場合を除く)。

- (ア) 学年又は学級単位で実施されるものであること
- (イ) 学習指導要領に定められた授業の一環として位置付けられていること

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げる経費とし、当該補助対象経費から国・市町村支出金及びその他の特定財源(補助対象外経費に充当した額を除く)を控除した額を対象に算定する。

(1) 第3条第1号の事業

- ア 児童・生徒及び引率者の移動に係る交通費(電車賃等、借上車両代(運転員代を含む。)、駐車場代、有料道路通行料金)
- イ 児童・生徒に配布する資料又は教材に係る費用(消耗品費、印刷費)
- ウ その他知事が必要と認める費用

(2) 第3条第2号及び第3号の事業

- ア 児童・生徒及び引率者の移動に係る交通費(マイクロバス借上車両代(運転員代を含む。)、駐車場代、有料道路通行料金)
- イ その他知事が必要と認める費用

(補助額の算出方法等)

第5条 補助額は、第3条第1号の事業については、別表1、第2号の事業については、別表2、第3号の事業については、別表3にそれぞれ定める補助額を限度とする。

なお、別表1における補助事業への参加対象児童・生徒数とは、水源地域子ども体験交流事業企画書(第3号様式)に記載の「参加者数」とし、別表3における補助事業へのマイクロバス台数とは、水源地域子ども体験交流事業企画書(第3号の2様式)に記載の「マイクロバス利用台数」とする。

(利益等の排除)

第6条 補助事業において、補助対象経費の中に補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)の自社調達又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する関係会社からの調達がある場合、次のとおり、補助対象経費から利益等相当分の排除を行うものとする。

(1) 補助事業者(間接補助事業者を含む。以下同じ。)が以下のア～ウの関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、利益等排除の対象とする。

- ア 補助事業者自身
- イ 100%同一の資本に属するグループ企業
- ウ 補助事業者の関係会社(上記イを除く)

(2) 利益等排除の方法

- ア 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

ウ 補助事業者の関係会社からの調達の場合（上記イを除く。）

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（要望書の提出）

第7条 規則第3条第1項の規定による補助金の交付を申請しようとする小中学校等、放課後児童クラブや子ども会等子どもの活動支援を行う民間団体等は、知事が別に定める募集期間内に、第3条第1号及び第2号の事業においては、水源地域子ども体験交流事業支援要望書（第1号様式）を、第3条第3号の事業においては、知事が別に定める募集期間内に水源地域子ども体験交流事業支援要望書（第1号の2様式）を提出しなければならない。

（選考）

第8条 知事は、前条の規定による要望書の提出を受けたときは、すみやかに交流に係る選考を行い、支援の可否及び交流相手先を決定する。

2 知事は、選考にあたり、必要に応じて小中学校等を所管する団体（神奈川県教育委員会又は市町村教育委員会等）と協議を行うことができる。

3 知事は、第1項の支援の可否の結果及び交流相手先を、補助金の交付を申請しようとする小中学校等、放課後児童クラブや子ども会等子どもの活動支援を行う民間団体等へ水源地域子ども体験交流事業支援要望選考結果通知書（第1号の3様式又は第1号の4様式）により通知するものとする。

（申請書の提出期日等）

第9条 前条第3項の通知により支援の決定を受けた小中学校等、放課後児童クラブや子ども会等子どもの活動支援を行う民間団体等は、規則第3条第1項の規定による水源地域子ども体験交流事業費補助金交付（変更交付）申請書（第2号様式）を、事業実施の60日前（知事が前条第3項の通知により別に期限を定めた場合を除く）までに知事に提出しなければならない。

2 規則第3条第2項第4号の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 第3条第1号及び第2号の事業

- ア 水源地域子ども体験交流事業企画書(第3号様式)
- イ 水源地域子ども体験交流事業請求書(第4号様式)
- ウ 知事がその他必要と認める書類

(2) 第3条第3号の事業

- ア 水源地域子ども体験交流事業企画書(第3号の2様式)
- イ 水源地域子ども体験交流事業請求書(第4号様式)
- ウ 知事がその他必要と認める書類

- 3 第1項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(暴力団排除)

第10条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

- 2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

- 3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付の決定)

第11条 知事は、第9条の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査

し、補助金の交付を決定したときは、水源地域子ども体験交流事業費補助金交付決定通知書(第5号様式)により通知する。

(交付条件)

第12条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、災害や荒天等による社会科見学等又は教育活動の実施日程等の変更については、この限りではない。
- (2) 補助事業を中止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が事業実施年度内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 知事が第21条の規定による参加者満足度調査を実施する場合、調査への協力に努めなければならない。

(変更の手続き等)

第13条 前条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、水源地域子ども体験交流事業費補助金事業変更(中止)承認申請書(第6号様式)に変更(中止)の内容及び理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 前条第3号の規定に基づく報告は、水源地域子ども体験交流事業実施状況報告書(第6号の2様式)により行わなければならない。

(変更の承認等)

第13条の2 知事は、第12条第1号の規定による申請書等の提出を受けた時は、内容を確認し、やむを得ない理由であれば、水源地域子ども体験交流事業費補助金事業変更(中止)承認書(第6号の3様式)により変更又は中止を承認することができる。

2 知事は、第12条第3号の規定に基づく報告を受けたときは、内容を確認し、社会科見学等又は教育活動の代わりに電子機器を使用した交流を実施する等の補助事業の内容の変更を指示することができる。

3 前項の指示の結果、補助事業が第3条の定める要件を満たさなくなった場合、その理由がやむを得ないと認められる場合であれば、当該補助事業は第3条の定める補助事業とみなすことができる。

(申請の取り下げのできる期間)

第14条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(実績報告)

第15条 規則第12条の規定による実績報告は、水源地域子ども体験交流事業実績報告書(第7号様式又は第7号の2様式)に次の書類を添えて、事業完了の日から40日を経過した日

又は事業実施年度の3月31日のうち、先に到来する日までに行わなければならない。

(1) 水源地域子ども体験交流事業決算書(第8号様式)

(2) 知事がその他必要と認める書類

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、水源地域子ども体験交流事業 年度消費税仕入控除税額報告書(第9号様式)により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は支社及び支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 前項の規定は、当該補助金に係る消費税の申告を要しない補助事業者については、これを適用しない。

3 知事は、第1項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の交付)

第17条 補助金の支払は概算払とし、補助事業の終了後、第15条第1項に規定する実績報告に基づき精算することとする。

2 知事は、第12条第3号の規定による報告があり、かつ第13条第2項による指示をした後も当該補助事業が、事業実施年度内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難である場合は、補助事業者による執行しなかった又は、執行が見込まれない補助金について、返還を命ずるものとする。ただし、その理由が荒天等やむを得ないと認められる場合であって、事前準備等の支出が必要と認められた経費については、この限りではない。

(書類の整備等)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類(以下「証拠書類等」という。)は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

3 補助事業者が前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない場合は知事)に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第19条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に通知しなければならない。

- (1) 所在地、学校名又は団体名を変更したとき。
- (2) 代表者を変更したとき。

(書類の経由)

第20条 市町村立学校が規則及びこの要綱の規定により第1号様式、第1号の2様式、第7号様式、第7号の2様式、第8号様式及び添付書類を知事に提出する場合は、所管する市町村教育委員会を経由するものとする。

(参加者満足度調査)

第21条 知事は、補助事業に係る参加者満足度調査を実施する際には、補助事業者に対して協力を求めることができる。

2 知事は、参加満足度調査を実施することを決定した場合には、第11条の定める交付決定通知と併せて、実施内容及び実施方法について通知するものとする。

(雑則)

第22条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月14日から施行する。

ただし、この要綱の施行前に改正前の要綱第10条による交付決定がされた補助事業でこの要綱の施行の際まだ改正前の要綱第14条による実施報告がされていないものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

ただし、この要綱の施行前に改正前の要綱第10条による交付決定がされた補助事業でこの要綱の施行の際まだ改正前の要綱第14条による実施報告がされていないものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

ただし、この要綱の施行前に改正前の要綱第10条による交付決定がされた補助事業でこ

の要綱の施行の際まだ改正前の要綱第14条による実施報告がされていないものについては、
なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

ただし、この要綱の施行前に改正前の要綱第10条による交付決定がされた補助事業でこ
の要綱の施行の際まだ改正前の要綱第14条による実施報告がされていないものについては、
なお従前の例による。

別表1 (第5条関係)補助額

補助事業への参加対象児童・生徒数	補助額(年間を通じた上限)
1人以上 80人以下	100,000円
81人以上	150,000円

別表2 (第5条関係)補助額

補助事業への参加対象児童・生徒数	補助額(年間を通じた上限)
一律	100,000円

別表3 (第5条関係)補助額

補助事業へのマイクロバス台数	補助額(1台あたりの上限)
マイクロバス1台	70,000円

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

地域の別※1 水源地域 ・ 都市地域

学校(団体)名

校長(代表者)名

水源地域子ども体験交流事業支援要望書

このことについて、次のとおり実施予定の標記事業の支援を要望します。

項目	記入欄	
交流の形式	学校間相互交流事業 ・ 水源地域訪問交流事業	
交流相手先	希望先の有無	あり ・ なし (「あり」の場合は、下段に学校名や交流対応者名を記載)
	希望先名 (形式に応じて記載)	・ 学校間相互交流事業： 学校(第 学年) ・ 水源地域訪問交流事業： (交流対応者名)
実施希望時期 (水源地域訪問交流事業の 場合は「1回目」のみ記載)	1回目	月頃
	2回目	月頃
参加予定者数 (自校(団体)分 を記載)	単 位： 学年・ 委員会・ 部・その他() 学 級 数： クラス(学年単位での参加の場合のみ記載) 参加者数： 名(内訳：児童・生徒数 名、引率者数 名)	
希望する位置付け (複数回答可)	社会科見学 ・ 教科学習 ・ 部活動 ・ 生徒会活動 ・ その他()	
担当者連絡先 ※2	担当者氏名： 電 話 番 号： F A X 番 号： 電 子 メール：	
備考	(実施したい事業内容等を記載してください)	

※1 本要望書における水源地域と都市地域は次のとおりです。

水源地域	相模原市緑区の一部(城山地区、津久井地区、相模湖地区、藤野地区)、山北町、愛川町、清川村
都市地域	横浜市、川崎市、相模原市(水源地域に係る地区を除く)、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町

※2 交流事業支援校(団体)に内定した場合、本要望書に記載されている担当者連絡先の情報を交流相手先に提供しますのであらかじめ御了承ください。

第1号の2様式(用紙 日本産業規格 A4縦長型)
(第7条関係)

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

学校名

校長名

水源地域子ども体験交流事業支援要望書

このことについて、次のとおり実施予定の標記事業の支援を要望します。

項目	記入欄
事業名	水源地域を学ぶ体験学習事業
参加予定者数	単 位： 学年・ 委員会・ 部・その他() 学 級 数： クラス(学年単位での参加の場合のみ記載) 参加者数： 名(内訳：児童・生徒数 名、引率者数 名)
希望する位置付け (複数回答可)	社会科見学 ・ 教科学習 ・ 部活動 ・ 生徒会活動 ・ その他()
担当者連絡先	担当者氏名： 電 話 番 号： F A X 番 号： 電 子 メール：
備考	(連絡事項等を記載してください)

第1号の3様式(用紙 日本産業規格 A4縦長型)
(第8条関係)

第 号
年 月 日

殿

神奈川県知事
(公印省略)

水源地域子ども体験交流事業支援要望選考結果通知書

貴校から要望がありました標記事業の支援に係る選考の結果を次のとおり通知します。

1 選考結果

- 支援(交流相手先:)が内定しました。
- 誠に残念ながら、貴意に添いかねる結果となりました。

2 留意事項

支援が内定した場合は、別途提供する交流相手先の担当者と調整のうえ、交付申請書に必要な書類を添えて、 年4月1日から事業実施の60日前(ただし、事業実施予定が年5月1日から6月21日までの間の場合は 年4月1日から 年4月 日)までに申請ください。

なお、補助金の交付が決定するまでは事業に着手(例:移動のためのバス等の手配など)することはできません。やむを得ず事前の着手が必要な場合は、事前に下記の間合せ先まで連絡のうえ、事前着手届(任意の様式)を御提出ください。

(間合せ先)

第1号の4様式(用紙 日本産業規格 A4縦長型)
(第8条関係)

第 号
年 月 日

殿

神奈川県知事
(公印省略)

水源地域子ども体験交流事業支援要望選考結果通知書

貴校から要望がありました標記事業の支援に係る選考の結果を次のとおり通知します。

1 選考結果

- 支援が内定しました。
- 誠に残念ながら、貴意に添いかねる結果となりました。

2 留意事項

支援が内定した場合は、別途提供する受託事業者の担当者と調整のうえ、交付申請書に必要な書類を添えて、 年4月1日から事業実施の60日前(ただし、事業実施予定が年5月1日から6月21日までの間の場合は 年4月1日から 年4月 日)までに申請ください。

なお、補助金の交付が決定するまでは事業に着手(例:移動のためのバス等の手配など)することはできません。やむを得ず事前の着手が必要な場合は、事前に下記の間合せ先まで連絡のうえ、事前着手届(任意の様式)を御提出ください。

(間合せ先)

第2号様式(用紙 日本産業規格 A4縦長型)

(第9条関係)

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

学校(団体)名

校長(代表者)名

水源地域子ども体験交流事業費補助金交付(変更交付)申請書

年度の標記事業補助金の交付(変更交付)を受けたいので、水源地域子ども体験交流事業企画書(第3号様式)及び水源地域子ども体験交流事業請求書(第4号様式)を添えて申請します。

1 事業名

- 学校間相互交流事業： 学校との交流事業
- 水源地域訪問交流事業
- 水源地域を学ぶ体験学習事業

2 補助事業の実施予定日

(水源地域訪問交流事業及び水源地域を学ぶ体験学習事業の場合は「1回目」のみ記載)

1回目 年 月 日()

2回目 年 月 日()

3 交付申請額

金 円

責任者氏名

連絡先

担当者氏名

連絡先

(事務手続上必要な場合は、補助事業の責任者と担当者の氏名及び連絡先の明記を求める)

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地
学校(団体)名
校長(代表者)名

水源地域子ども体験交流事業企画書

このことについて、次のとおり標記事業補助金に係る補助事業を実施します。

項目		記入欄	
交流相手先 (形式に応じて記載)		・学校間相互交流事業： 学校(第 学年) ・水源地域訪問交流事業： (交流対応者名)	
参加予定者数 (自校(団体)分を記載)		単 位： 学年・ 委員会・ 部・その他() 学 級 数： クラス(学年単位での参加の場合のみ記載) 参加者数： 名(内訳：児童・生徒数 名、引率者数 名)	
位置付け		社会科見学 ・ 教科学習 ・ 部活動 ・ 生徒会活動 ・ その他()	
第1回 (水源地域訪問交流事業の場合は「1回目」のみ記載)	実施日時	年 月 日()集合 : ~解散 :	
	交流場所※1	<input type="checkbox"/> 水源地域() <input type="checkbox"/> 都市地域()	
	行程		
	行程(雨天時)		
第2回	実施日時	年 月 日()集合 : ~解散 :	
	交流場所※1	<input type="checkbox"/> 水源地域() <input type="checkbox"/> 都市地域()	
	行程		
	行程(雨天時)		
不測の事態※2が生じた時の対応		事業中止 ・ 事業延期 ・ 代替策の実施 [①オンラインでの交流事業実施 ・ ②自校で単独事業実施後、第3回目の交流事業を実施 ・ ③ その他()]	
担当者連絡先		担当者氏名： 電話番号：	FAX番号： 電子メール：

※1 本企画書における水源地域と都市地域は次のとおりです。

水源地域	相模原市緑区の一部(城山地区、津久井地区、相模湖地区、藤野地区)、山北町、愛川町、清川村
都市地域	横浜市、川崎市、相模原市(水源地域に係る地区を除く)、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町

※2 不測の事態とは、学級閉鎖等のやむを得ない理由により、当初予定していた交流事業が急遽実施できなくなった場合を指します。事前に交流相手先と対応を検討の上、記入してください。

第3号の2様式(用紙 日本産業規格 A4縦長型)

(第9条関係)

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

学校名

校長名

水源地域子ども体験交流事業企画書

このことについて、次のとおり標記事業補助金に係る補助事業を実施します。

項目	記入欄	
参加予定者数	単 位： 学年・ 委員会・ 部・その他() 学 級 数： クラス(学年単位での参加の場合のみ記載) 参加者数： 名(内訳：児童・生徒数 名、引率者数 名)	
マイクロバス 利用台数	台	
位置付け	社会科見学 ・ 教科学習 ・ 部活動 ・ 生徒会活動 ・ その他()	
実施日時	年 月 日()集合 : ~解散 :	
行程		
行程(雨天時)		
不測の事態※が生じた時の対応	事業中止 ・ 事業延期 ・ 代替策の実施[]	
担当者連絡先	担当者氏名： 電話番号：	FAX番号： 電子メール：

※ 不測の事態とは、学級閉鎖等のやむを得ない理由により、当初予定していた交流事業が急遽実施できなくなった場合を指します。事前に受託事業者と対応を検討の上、記入してください。

第4号様式(用紙 日本産業規格 A4縦長型)
(第9条関係)

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

学校(団体)名

校長(代表者)名

水源地域子ども体験交流事業請求書

項目	記入欄		
交付申請額	円		
	内訳	交通費 ※水源地域を学ぶ体験学習事業での車両 はマイクロバスのみ対象	円
		資料又は教材に係る費用 ※水源地域訪問交流事業及び水源地域を 学ぶ体験学習事業は対象外	円
		その他()	円
入金口座情報	金融機関名		
	支店名		
	口座番号	普通・当座	
	(フリガナ)		
	口座名義人		
備考			

- ・ 記載いただいた情報は、標記事業補助金の算定および支払いに付随する業務の目的以外には利用しません。
- ・ 「交通費」、「資料又は教材に係る費用」以外に補助金を使用する場合には、あらかじめ御相談ください。

責任者氏名 連絡先
 担当者氏名 連絡先
 (事務手続上必要な場合は、補助事業の責任者と担当者の氏名及び連絡先の明記を求める)

殿

神奈川県知事
(公印省略)

水源地域子ども体験交流事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付の申請がありました標記補助金については、補助金の交付等に関する規則(昭和45年神奈川県規則第41号。以下、「規則」という。)第4条の規定により、次のとおり決定しましたので規則第6条の規定により通知します。

1 交付決定事業名

2 交付決定額 金 円

3 補助条件

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければなりません。ただし、災害や荒天等による社会科見学等又は教育活動の実施日程等の変更については、この限りではありません。
 - (2) 補助事業を中止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければなりません。
 - (3) 補助事業が事業実施年度内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。
 - (4) 参加者満足度調査を実施する場合、調査への協力を努めなければなりません。
 - (5) この補助金は、交付決定通知後 日以内に概算交付するものとし、補助事業終了後の実績報告に基づき、精算するものとします。
- 4 この補助金に係る実績報告は、実績報告書に次の書類を添えて、事業完了の日から40日を経過した日又は事業実施年度の3月31日のうち、先に到来する日までに行わなければなりません。
- (1) 決算書
 - (2) 事業の実施が確認できる資料
- 5 所在地又は代表者を変更したときは、速やかに文書をもって知事に届け出なければなりません。
- 6 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服のあるときは、この交付決定通知書を受理した日から起算して10日以内に申請の取り下げをすることができます。
- 7 規則の定めにより知事に提出する書類の部数は1部とします。

(問合せ先)

第6号様式(用紙 日本産業規格 A4縦長型)

(第13条関係)

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

学校(団体)名

校長(代表者)名

水源地域子ども体験交流事業費補助金事業変更(中止)承認申請書

年 月 日付で交付決定を受けた標記事業補助金に係る補助事業を次のとおり変更(中止)したいので承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 変更(中止)の内容

事業名	変更(中止)前	変更(中止)後

2 変更(中止)の理由

責任者氏名

連絡先

担当者氏名

連絡先

(事務手続上必要な場合は、補助事業の責任者と担当者の氏名及び連絡先の明記を求める)

第6号の2様式(用紙 日本産業規格 A4縦長型)
(第13条関係)

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

学校(団体)名

校長(代表者)名

水源地域子ども体験交流事業実施状況報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた標記事業補助金に係る補助事業の実施状況について、次のとおり報告します。

1 実施状況

- 事業実施年度内に完了する見込みがなくなった又は完了しなくなった。
- 事業の遂行が困難となった。

2 理由

責任者氏名

連絡先

担当者氏名

連絡先

(事務手続上必要な場合は、補助事業の責任者と担当者の氏名及び連絡先の明記を求める)

第6号の3様式(用紙 日本産業規格 A4縦長型)
(第13条の2関係)

第 号

年 月 日

殿

神奈川県知事
(公印省略)

水源地域子ども体験交流事業費補助金事業変更(中止)承認書

年 月 日付けで変更申請がありました標記事業補助金については、これを承認します。

(問合せ先)

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

学校(団体)名

校長(代表者)名

水源地域子ども体験交流事業実績報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた標記事業補助金に係る補助事業を終了したので、実績を次のとおり報告します。

項目		記入欄	
交流相手先		・学校間相互交流事業： 学校(第 学年) ・水源地域訪問交流事業： (交流対応者名)	
参加者数 (自校(団体)分を記載)		単 位： 学年・ 委員会・ 部・その他() 学 級 数： クラス(学年単位での参加の場合のみ記載) 参加者数： 名(内訳：児童・生徒数 名、引率者数 名)	
位置付け		社会科見学 ・ 教科学習 ・ 部活動 ・ 生徒会活動 ・ その他()	
事業総額		円(うち補助金交付額 円)	
第1回 (水源地域訪問 交流事業の場合 は「1回目」の み記載)	実施日時	年 月 日()集合 : ~解散 :	
	実施場所	<input type="checkbox"/> 水源地域() <input type="checkbox"/> 都市地域()	
	行程		
第2回	実施日時	年 月 日()集合 : ~解散 :	
	実施場所	<input type="checkbox"/> 水源地域() <input type="checkbox"/> 都市地域()	
	行程		
担当者連絡先		担当者氏名： 電話番号： FAX番号： 電子メール：	
添付資料		1 事業の概要(行程表等) 2 水源地域子ども体験交流事業決算書(第8号様式) 3 当日の写真 4 その他(遠足のしおり、児童・生徒の感想文など)	

※ 本報告書における水源地域と都市地域は次のとおりです。

- (1) 水源地域 相模原市緑区の一部(城山地区、津久井地区、相模湖地区、藤野地区)、山北町、愛川町、清川村
- (2) 都市地域 横浜市、川崎市、相模原市(水源地域に係る地区を除く)、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町

第7号の2様式(用紙 日本産業規格 A4縦長型)

(第15条関係)

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

学校名

校長名

水源地域子ども体験交流事業実績報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた標記事業補助金に係る補助事業を終了したので、実績を次のとおり報告します。

項目	記入欄
事業名	水源地域を学ぶ体験学習事業
参加者数	単 位： 学年・ 委員会・ 部・その他() 学 級 数： クラス(学年単位での参加の場合のみ記載) 参加者数： 名(内訳：児童・生徒数 名、引率者数 名)
位置付け	社会科見学 ・ 教科学習 ・ 部活動 ・ 生徒会活動 ・ その他()
事業総額	円(うち補助金交付額 円)
実施日時	年 月 日()集合 : ~解散 :
行程	
担当者連絡先	担当者氏名： 電話番号： FAX番号： 電子メール：
添付資料	1 事業の概要(行程表等) 2 水源地域子ども体験交流事業決算書(第8号様式) 3 当日の写真 4 その他(遠足のしおり、児童・生徒の感想文など)

水源地域子ども体験交流事業決算書

【収入の部】

単位：円

収入科目	収入額	積算内訳
県補助金(交付決定額)	円	
保護者等から集金	円	@職員 円×人 保護者 円×人
	円	
収入計	円	

【支出の部】

単位：円

支出科目	支出額	積算内訳
補助対象経費	交通費(電車賃等、借上車両代(運転員代を含む。)、駐車場代、有料道路通行料金) ※水源地域を学ぶ体験学習事業での車両はマイクロバスのみ対象	円 @ 円×台(人)
	資料又は教材に係る費用 ※水源地域訪問交流事業及び水源地域を学ぶ体験学習事業は対象外	円
	その他知事の認めた経費	円
補助対象外		円
		円
		円
支出計	円	

年 月 日

会計責任者 学校(団体)名

氏名

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

学校(団体)名

校長(代表者)名

水源地域子ども体験交流事業 年度消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付で交付決定を受けた標記事業補助金に係る消費税仕入控除税額
について、次のとおり報告します。

- | | | |
|---------------------------|------|--------|
| 1 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 消費税の申告の有無(どちらかを選択) | 有 | ・ 無 |
| (2で「無」を選択の場合は以下不要) | | |
| 3 仕入控除税額の計算方法(どちらかを選択) | 一般課税 | ・ 簡易課税 |
| (3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要) | | |
| 4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 6 補助金返還相当額(5から4の額を差し引いた額) | 金 | 円 |

(注) 1 上記4以下を記載する場合は、別紙として積算の内訳を添付すること。

2 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。

責任者氏名

連絡先

担当者氏名

連絡先

(事務手続上必要な場合は、補助事業の責任者と担当者の氏名及び連絡先の明記を求める)